

## 徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和3年6月30日(水) 開会 午後 3時00分 閉会 午後 3時40分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理 金澤 敬治
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文  4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治  7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博  10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美  13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義  16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂  19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>3番委員 佐野 泰弘 4番委員 宮本 隆美 8番委員 中川 敏明  11番委員 松浦 義幸 13番委員 坂東 賢二 14番委員 兼田 博行  15番委員 笹田 孝 17番委員 多田 孝</p>
5 欠席者	<p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>16番委員 浦川 昌夫</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第4号議案 非農地通知の審議について  第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について  第6号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について</li> <li>4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>5. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について</li> <li>6. 農地であることの証明について</li> <li>7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</li> <li>8. 転用届出の取消について(5条届出)</li> <li>9. 転用許可の訂正について(3条許可)</li> </ol>

(開会 午後3時00分)

山田補佐 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和3年6月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名全員が出席しており、会議が成立しております。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号12番 品山昌美委員と、議席番号5番 大貝美治委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページをお開きください。

それでは第1号議案について説明をします。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後53aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のため、農地1筆に使用貸借権を設定するものです。譲受人の耕作面積は許可後49aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上2件で、対象地は、田705.00㎡、畑646.00㎡、計1,351.00㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページをお開きください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、所有する農地を、住宅に付随する進入路及び庭園に転用するものです。現地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の

提出があります。本案件は、農地法に規定されている立地基準及び一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。

第2号議案は以上1件のみで、地目は、畑のみ188㎡、転用目的の内訳は、住宅用地188㎡です。以上、御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページからを、御覧ください。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲渡人と譲受人とは親子関係にあり、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

2番の申請地は、徳島市多家良支所から300m以内に位置しており、第3種農地に該当します。譲受人は宗教法人であり、所有権を移転し、寺院の庭園に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は社会福祉法人であり、使用貸借権を設定し、特別養護老人ホームの露天駐車場に転用するものです。また、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番と5番は譲受人が同一であるため合わせて説明します。4番と5番の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人は衣料品の卸売業、小売業などを営んでおり、服飾雑貨の店舗に転用するものです。権利の設定は、4番が賃貸借権の設定で、5番が所有権移転となります。

6番から9番は譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人はスポーツ用品の企画、販売業などを営んでおり、賃貸借権を設定し、スポーツ用品の店舗に転用するものです。5条の転用許可申請には、農地法施行規則第57条の4第2項第3号に、土地改良区の意見書を添付することとされており、意見を求めた日から30日を経過してもなお意見を得られない場合は、その事由を記載した書面を添付しなければならないと定められています。本案件は、中島用水土地改良区の管轄地ですが、「土地改良区の意見書」の添付はなく、「意見を得られない事由を記載した上申書」が転用者から提出されています。上申書には、意見書が得られなかった理由として、令和3年4月に境界立会を行った際に、同改良区の理事長から平成27年に徳島市から払下げを受けた、今回の申請地に含まれている水路を払下げ前の状態に復元

するよう求められたが、応じなかったためとされており。なお、申請者は、この水路は、土地所有者が徳島市から適正な手続きにより払下げを受けたことを確認したとしております。この上申書の提出を受けて事務局においても、払下げは関係法令に基づき、適正に手続きしており、払下げ前の状態に復元する必要はないことを市の担当課に確認しております。したがって、本案件においては、土地改良区の意見書は添付されていないものの、申請者から「土地改良区の意見書が得られない事由」及び「土地改良区から求められている被害防除措置や当該措置に対する対応策」等の説明がされており、農地法に規定されている許可要件を満たしているものと思われ。ます。

事務局 10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

11番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

12番と13番は譲受人が同一であるため合わせて説明します。12番と13番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われ。ます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である4番から9番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全13件で、地目は、田が10,544㎡、畑が1,172㎡で、合計11,716㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地352㎡、駐車場・資材置場6,214㎡、その他施設用地5,150㎡です。

以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひ。ます。

それでは、4番から9番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の品山委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

品山委員 今月17日午前10時より、4番5番案件で地区審査を実施致しましたので報告します。参加者は坂東委員と私、事務局2名、転用者側1名の計5名でした。

申請対象地は、県道41号と29号線が交わる青山交差点から西へ700mに位置し、徳島環状線沿線の第1種農地に区分されています。申請人は主に中四国において郊外型店舗を展開し、服飾雑貨店を営む企業です。この度の計画は、徳島県への初出店ということもあり、知名度向上の狙いもあったので、発信力の高い若年層が多く、人口も増加傾向にある地域、かつ交通の利便性も高く、周辺には郊外型大型店舗が立ち並び、集客も期待できると判断したとのこと。転用計画の概要は、自社所有宅地と併せて利用する農地の所有権移転と賃貸借契約により造成するもので、周囲の農地に迷惑のないよう、開発区域外周はL型擁壁等で囲います。また、排水計画については、場内排水用として現場打ちU型側溝を南側と西側に設け集水柵により西側市道側溝へ排水するとのこと。今回の転用許可申請について、地元改良区・水利組合との協議も整っております。また、被害防除措置にも問題は無く、農地法上で許可相当になる条件を満たしているため、応神地区の委員は一致して許可やむを得ないとの心証を持ちました。御報告は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

品山委員 続きまして、今月17日午前10時30分より、6番から9番案件の地区審査を実施致しましたので報告します。参加者は坂東委員と私、事務局2名、転用者側1名の計5名でした。

申請地は、県道41と29号線が交わる青山交差点から西へ270mの位置で、主要地方道徳島環状線に面しており、第1種農地に区分されています。申請人は、申請地においてアウトドアスポーツ用品店舗を計画、近隣に商業施設が多いことから店舗経営に非常に適した場所と判断したとのことです。

転用計画の概要は、申請地の東側に店舗用、西側は駐車場用と2区画に分かれています。東側の店舗計画は良質の山土にて盛土し、周囲をL型擁壁で囲い、北側出入口は既存を利用します。店舗は西側寄りに建築し、東側市道方向へ勾配を取り、出入口部に現場打側溝と集水柵を設け、市道内の側溝に排水する計画です。西側駐車場造成地については、周囲をL型擁壁で囲い再生砕石にて盛土し、西側の農業用水施設に影響を与えないようにします。また、出入口は既存を拡幅6.0m幅とします。排水は雨水のみで集水柵より県道排水路に排水します。排水同意書については地元水利組合と同意済で、改良区に対して意見書交付申請手続きを行いました。もらえないため上申書が提出されています。今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、意見書については農地法施行規則に基づき、地元委員は許可やむを得ないとの心証を持ちました。

御報告は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして11番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月17日の午後1時30分より、11番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と浦川推進委員、転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、徳島市国府支所から北西へ約500mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

造成については、全体を25cmほど盛土し、整地する計画です。排水については、雨水のみであり、地下浸透で処理することと、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害(ひがい)防除(ぼうじょ)措置(そち)についても配慮されており、国府地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして12番と13番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月16日に12番と13番案件で地区審査を実施しましたので報告します。

参加者は多田推進委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側が2名になります。

申請地の位置は、徳島市南井上小学校から、南に約1キロメートルにあり、第2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、2件とも資材置場であり、土地の造成については、盛土はせず、全体を整地します。排水は、雨水のみで、地下浸透する計画です。結論として今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たし

ており、周辺農地に対する被害防除措置についても、問題なく、南井上地区の委員として、問題はないと判断しました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請のうち、まず6番から9番案件については、先程、事務局から説明がありましたように農地法施行規則の規定に基づき、土地改良区の意見書の代わりに上申書が提出されており、「土地改良区の意見書が得られない事由」及び「土地改良区から求められている被害防除措置や当該措置に対する対応策」等の説明がされています。これにより、農地法に規定されている許可要件を満たしていると認め、許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、6番から9番案件を許可相当として、県に諮問することに決定いたしました。続きまして残りの案件について採決いたします。

1番から3番および10番から13番案件を許可し、4番と5番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、1番から3番および10番から13番案件を許可し、4番と5番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

続きまして第4号議案「非農地通知の審議について」を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書5ページをお開きください。

1番の案件は、徳島市論田小学校から東に約1.7kmに位置しており、今月18日に地元の委員4名と事務局2名で状況を確認しております。

土地関係者によりますと、対象地は、急傾斜地にあり、時期は不明ですが、地質改良のため工事関連の残土を投入して以降、山林の状態となり、現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われま。

第4号議案は、以上1件で、対象地は畑1,023㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。

第4号議案の非農地通知の審議については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、御説明させていただきます。議案書6ページをお開きください。今月の申請は1件です。

対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。令和●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は、全面積が継続して耕作状態にあります。

第5号議案は以上1件で、対象地は田のみ、2, 513.00㎡となっています。

御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を承認することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、野口俊廣委員と板東美佐緒委員に御退席をお願いします。

なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

新田係長 それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。

議案書7ページをお開きください。まず最初に議案書の訂正をお願いします。

6番案件の取り下げと53番案件の2筆追加がございましたので、議案書18ページをお手許にお配りしたものと差し替えをお願いします。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われれます。

今月は、新規設定が17件、再設定が67件で合計84件となっており、そのうち、賃貸借権が64件、使用貸借権が20件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から9番が多家良地区・9筆・8件、10番から18番が勝占地区・16筆・9件、19番が八万地区・2筆1件、20番から21番が上八万地区・2筆・2件、22番が入田地区・1筆・1件、23番から25番が不動地区・10筆・3件、26番から35番が応神地区・31筆・

10件、36番から53番が川内地区・44筆18件、54番から64番が国府地区・31筆・11件、65番から71番が南井上地区・20筆・7件、72番から85番が北井上地区33筆・14件となっております。

利用権設定については以上で、田・114筆・113,733.00㎡、畑・85筆83,362.35㎡の合計199筆・197,095.35㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、47番から50番案件の新規就農面談に参加していただいた川内地区の細川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 6月14日の午後2時から47番から50番案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は植田委員さん、廣瀬委員さん、兼田推進委員さんと私の委員4名と、借受人4名、事務局2名の10名です。

この度、譲受人4名は、申請地にハウスを建て、キクラゲを栽培することを計画しております。キクラゲの栽培は、国内であまり例がないため、兵庫県朝来市で研修を受け、ハウス栽培のノウハウを学びました。日本製のキクラゲは希少で、生産者も少なく、単価も高いことから、国内生産することに目をつけました。

出荷先は、道の駅やスーパー、病院食に利用したいなど、すでに問い合わせも来ているとのこと。また、生産が軌道にのれば、キクラゲをパウダー状に加工することも考えています。パウダー状に加工することで、用途もさらに広がり需要も増えると考えています。農機具に関しては、4人で効率よく使用するなど、保有状態に問題はありませぬ。結論として、前例がないため、経営面で、多少の心配があるものの、就農計画等に問題はなく、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。続きまして56番案件の新規就農面談に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 4月16日の午後3時から10番案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は浦川推進委員さんと私の委員2名と、譲受人2名、事務局2名の6名です。

譲受人はこの度申請地で、藍を栽培し、すくも造りから藍染製品までを手掛け、妻が経営する店で販売することを計画しております。譲受人は4年間、藍造りの手伝いをしながら勉強し、その経験を生かしながら、現在は、県内外からも問い合わせが来るほどの藍農家として活躍しています。現在は知人の農地を借りて藍造りをしていますが、耕作面積を増やしたいとの意向があり、この度の申請に至ったものです。農機具に関しては、保有状態に問題はなく、倉庫や乾燥場については、農地を増やしながら、将来に向けて建設予定です。結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、国府地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

新田係長 それでは報告事項について説明します。

議案書19ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。2件受理しました。

20ページをお開き下さい。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。6件交付しました。

21ページをお開きください。3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。7件受理しました。

22ページをお開きください。4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。23ページに渡り14件受理しました。

25ページを御覧下さい。5番は、農地の転用制限の例外による届出についてです。2件受理しました。

26ページを御覧下さい。6番は農地であることの証明についてです。1件証明しました。

27ページをお開き下さい。7番は地目変更に係る照会に対する回答についてです。4件証明しました。

28ページを御覧下さい。8番は転届出の取消についてです。1件取消しました。

29ページをお開き下さい。9番は3条許可の訂正についてです。1件訂正しました。

報告事項については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和3年6月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。